



Title	春秋經傳集解譯稿續篇（二）：襄公五年～九年
Author(s)	岩本, 憲司
Citation	中国研究集刊. 2001, 29, p. 138-179
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/61085">https://doi.org/10.18910/61085</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## 春秋經傳集解譯稿續篇（二）

襄公五年（九年）

岩本憲司

〔襄公五年〕

經五年春公至自晉

經夏鄭伯使公子發來聘

④「發」は、子産の父である。

附下の傳文に「夏鄭子國來聘」とあり、八年の傳文「唯子産不順」の注に「子産 子國子」とある。

經叔孫豹鄭世子巫如晉

⑤（巫を）魯の大夫になぞらえたから、巫が晉に行ったことを書いているのである。

附『會箋』に「書鄭世子巫者 比諸内大夫故也 不然 止

書叔孫豹如晉而已」とあるのを参照。

經仲孫蔑衛孫林父會吳于善道

⑥魯・衛はともに晉に命を受けたから、「及」と言っていないのである。吳が先に善道におり、二大夫が往ってこれと會したから、（別に）「會吳」と言っているのである。

「善道」は、地（名）で、闕（不明）である。

附注の前半については、下の傳文に「晉人將爲之合諸侯

使魯衛先會吳」とある。

注の後半については、十年「春公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光 會吳于祖」の注に「吳子在祖 晉以諸侯往會之 故曰會吳」とある。

經秋大雩

經楚殺其大夫公子壬夫

⑦名を書いているのは、その貪欲さを罪責してである。

附下の傳文に「書曰楚殺其大夫公子壬夫 貪也」とある。

なお、文公七年の傳文に「書曰宋人殺其大夫 不稱名衆也 且言非其罪也」とあり、注に「不稱殺者及死者名 殺者衆 故名不可知 死者無罪 則例不稱名」とあるのを参照。

經公會晉侯宋公陳侯衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯齊世子光吳人鄆人于戚

⑤ 穆叔が、鄆人に、(獨立國として)會で(晉の)命をうけさせたから、鄆が經に現われているのである。上(の善道の場合)のように吳を別にしていないのは、(今度は)吳が(むこうから)やって来て戚で會した、からである。

附注の前半については、下の傳文に「穆叔以屬鄆爲不利 使鄆大夫聽命于會」とあり、注に「傳言鄆人所以見於戚會」とある。

注の後半については、上の經に「仲孫蔑衛孫林父會吳于善道」とあり、注に「吳先在善道 二大夫往會之 故曰會吳」とある。

經公至自會

⑥ 傳はない。

經冬戊陳

⑥ 諸侯は、戚の會で、いづれもみな、陳を成るよう命を受け、それぞれ、國にかえって成兵を派遣したが、あらためて赴告はしなかったから、魯が成ったことだけを書いているのである。

附下の傳文に「冬諸侯成陳」とある。なお、十年「成鄭虎牢」の注に「伐鄭諸侯 各受晉命成虎牢 不復爲告命 故獨書魯成 而不敘諸侯」とあるのを参照。

經楚公子貞帥師伐陳 公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯齊世子光

救陳 十有二月公至自救陳

⑦ 傳はない。

經辛未季孫行父卒

傳五年春公至自晉

⑦ 公は、晉にいて、鄆を附屬國にすることを許された後、鄆が伐たれたことを聞き、遠くから臧紇に命じて、救援に出させた。だから、傳は、經の「公至」を稱して、そのことを明らかにしたのである。

附四年の傳文に「冬公如晉聽政 晉侯享公 公請屬鄆(中略) 晉侯許之」とあり、また、「冬十月邾人莒人伐鄆 臧紇救鄆」とある。

團王使王叔陳生愬戎于晉

㊦「王叔」は、周の卿士である。戎が周室を壓迫したから、盟主に告訴したのである。

團晉人執之 士魴如京師 言王叔之貳於戎也

㊦王叔は、逆に戎と通じており、奉使の義をそこなったから、晉が執えたのである。

團夏鄭子國來聘 通嗣君也

㊦鄭の僖公が初めて（「あらたに」）即位した（からである）。

團穆叔覲鄆太子于晉 以成屬鄆

㊦「覲」は、見である（『爾雅』釋詁）。前年に、鄆を（魯に）附屬させることを請うたから、（今ここで）鄆の太子巫をつれて晉にゆき、そのことを正式に決定したのである。

附四年の傳文に「冬公如晉聽政 晉侯享公 公請屬鄆」とある。

團書曰叔孫豹鄆太子巫如晉 言比諸魯大夫也

㊦豹と巫は、ともに、魯に命を受けたから、經で（二人の間）に「及」と書かず、巫を魯の大夫になぞらえているのである。

附疏に「魯大夫兩人同行 皆不言及」とある。

團吳子使壽越如晉

㊦「壽越」は、吳の大夫である。

團辭不會于雞澤之故

㊦三年に、雞澤で會したとき、吳はやって來ず、今ここで、やって來て、そのことを陳謝したのである。

附三年の傳文に「六月公會單頃公及諸侯 己未同盟于雞澤 晉侯使荀會逆吳子于淮上 吳子不至」とあり、注に「道

遠多難」とある。

團且請聽諸侯之好

㊦あらためて會を請うたのである。

團晉人將爲之合諸侯 使魯衛先會吳 且告會期

㊦道が遠いから、魯・衛に、前もって期日を通告させたのである。

團故孟獻子孫文子會吳于善道

㊦二子は、いづれもみな、晉の命を受けて、行ったのである。

附經の注に「魯衛俱受命於晉 故不言及」とある。

團秋大雩 旱也

㊦「雩」は、（本來）夏の祭で、甘雨を祈るためのもので

あるが、早になれば、(時節にかかわりなく) またその禮を脩める。だから、「秋雩」とあつても、時節をはずしたために書いたとは限らない。しかしながら、經においては、時節はずれの雩の場合と表現が同じである。そこで、(早の場合は) 傳でそのつど、「旱也」と解説を加えているのである。(なお、この場合) 雩して雨を獲たから、(經に)「雩」と書き、「旱」とは書いていないのである。

附疏に引く『釋例』に「始夏而雩者 爲純陽用事 防有旱災而祈之也 至於四時之旱 又因用此禮而求雨 故亦曰雩 經書雩而傳不以旱釋之者 皆過雩也 經書過雩 則與旱雩不別 故傳皆發之」とある。なお、桓公五年の傳文に「龍見而雩(中略)過則書」とあるのを参照。また、僖公十一年の穀梁傳文に「雩得雨曰雩 不得雨曰旱」とあるのを参照。

### ㊦ 楚人討陳叛故

㊦ 「討」は、治である。

附宣公十二年の傳文「其君無日不討國人而訓之」等の注に、  
同文がみえる。なお、その附を参照。

傳曰 由令尹子辛實侵欲焉 乃殺之 書曰楚殺其大夫公子壬夫 貪也 君子謂 楚共王於是非刑

㊦ 陳が楚に叛いた責任は(たしかに) 子辛にあったが、共王は、平素から法教を明らかにすることが出来なかつたうえに、陳が叛いたあかつきにも、また、(責任者を) きびしく罰して小國(陳)に謝罪することが出来ず、逆に、その罪人をかばい、兵を興(こ)して討伐し、(一度は) 陳に禮をつくしたものの、それでも陳の恨みがますます深くなる(のを見てとる) と、いかつて罪を子辛に押しつけた。(つまり) 子辛の貪欲が、死を招くのに充分であつたとしても、共王の刑罰の行ない方は、適切さを缺いていたから、「不刑」と言っているのである。

附疏に引く『釋例』に「陳之叛楚 罪在子辛 共王既不能明法示教以肅大臣 陳叛之日 又不能嚴斷威刑以謝小國 而擁其罪人以興兵致討 暴師經年 加禮於陳 陳恨彌篤 乃愠而歸罪子辛 子辛之貪 雖足以取死 然共王用刑爲失其節 故君子論之以爲不刑也」とある。なお、四年の傳文に「春楚師爲陳叛故 猶在繁陽(中略) 三月陳成公卒 楚人將伐陳 聞喪乃止 陳人不聽命」とあるのを参照。

傳詩曰 周道挺挺 我心局局 講事不令 集人來定

㊦ 「詩」は、逸詩である。「挺挺」は、正直であり、「局局」は、明察である。「講」は、謀である。事を謀つてうまくゆかなければ、賢人をよび集めて決定すべきであ

る、ということである。

附注の「挺挺 正直也」については、『周禮』弓人「於挺 臂中有柎焉 故剡」の注に「挺 直也」とあるのを参照。

注の「局局 明察也」については、『大廣益會玉篇』に「炯 明察也」とあるのを参照。

團己則無信 而殺人以逞 不亦難乎

⑤ 共王は、宋を伐つて魚石を封じ、盟に背いて鄆陵で敗れ、子反公子申及び壬夫を殺した。(つまり)八年の中に、三卿を殺戮し、それによって諸侯を服屬させようとしたから、君子は「できない」と言っているのである。

團成公十六年に「甲午晦晉侯及楚子鄭伯戰于鄆陵 楚子鄭師敗績 楚殺其大夫公子側(注 側 子反)」とあり、同十八年に「夏楚子鄭伯伐宋 宋魚石復入于彭城」とある。また、上の二年に「楚殺其大夫公子申」とあり、この年に「楚殺其大夫公子壬夫」とある。なお、僖公十九年の傳文に「齊桓公存三亡國以屬諸侯」とあるのを参照。

團夏書曰 成允成功

⑥ (上の「詩」が逸詩であるのと同様に、こここの「夏書」も)また、逸書である。「允」は、信である。信が成つてはじめて、功を成しとげられる、ということである。附注の「亦逸書也」については、疏に「亦 亦前逸詩也」とある。なお、莊公八年の傳文「夏書曰 臯陶邁種德」

の附を参照。ちなみに、ここも、僞古文の〈大禹謨〉に拾われている。

注の「允 信也」については、文公四年の傳文「君子是以知出姜之不允於魯也」等の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。ちなみに、僞孔傳に「能成聲教之信」とある。

團九月丙午盟于戚 會吳 且命成陳也

⑦ 公は、會に出席した(間に合った)のに、(經に)「盟」を書いていないのは、公が盟におくれたからではない(盟は會の後だから、おくれたはずはない)。おそらく、盟として廟に報告しなかったからであろう。

團隱公十年の傳文「春王正月公會齊侯鄭伯于中丘 癸丑盟于鄆 爲師期」の注に「公既會而盟 盟不書 非後也 蓋公還 告會而不告盟」とあり、また、僖公元年「八月公會齊侯宋公鄭伯曹伯邾人于榿」の注に「公及其會 而不書盟 還不以盟告」とある。なお、疏に引く『釋例』に「盟于鄆 盟於榿 盟于戚 公既在會 而不書其盟者 以理推之 會在盟前 知非後盟也 蓋公還 告會而不告盟也」とあるのを参照。なお、注の「後會」の「會」は、『釋例』に従って、「盟」に改める。

團 穆叔以屬鄆爲不利 使鄆大夫聽命于會

④ 鄆は魯の境に近かったから、屬國にしようとしたのだが、(屬國にした)後に(鄆が)莒と忿争をおこし、魯は(鄆を)救うことが出来なかったため、(晉に)謹責されることを恐れたから、また(晉に)乞うて、鄆をかえしたのである。(つまり)傳は、鄆人が戚の會に現われているわけを言ったのである。

附注の前半については、四年の傳文に「冬公如晉聽政 晉侯享公 公請屬鄆(中略) 晉侯許之」とあり、「冬十月 邾人莒人討鄆 臧紇救鄆 侵邾 敗于狐貍」とある。また、六年の傳文に「莒人滅鄆 鄆恃賂也」とあり、「晉人以鄆故來討 曰 何故亡鄆」とあり、注に「鄆屬魯 恃賂而慢莒 魯不致力輔助 無何以還晉 尋便見滅 故晉責魯」とある。

注の後半については、經の注に「穆叔使鄆人聽命於會 故鄆見經」とある。

團 楚子囊爲令尹

④ 公子貞である。

附成公十五年の傳文「子囊曰 新與晉盟而背之 無乃不可乎」の注に「子囊 莊王子 公子貞」とある。なお、その附を參照。

團 范宣子曰 我喪陳矣 楚人討貳而立子囊 必改行

④ 子辛が行なってきたことを改める、ということである。附三年の傳文に「楚子辛爲令尹 侵欲於小國」とある。

團 而疾討陳

④ 「疾」は、急である。

團 陳近于楚 民朝夕急 能無往乎 有陳 非吾事也 無之而後可

④ 晉の力は陳にまで及ばない、ということである。だから、七年に、陳侯は逃げ歸ったのである。

附七年に「十有二月公會晉侯宋公陳侯衛侯曹伯莒子邾子于鄆(中略) 陳侯逃歸」とあり、注に「畏楚 逃晉而歸」とある。

團 冬諸侯戍陳

④ 楚に備えたのである。

團 子囊伐陳 十一月甲午會于城棧以救之

④ 公は、陳の救援には參加したが、(その前の)會に參加しなかったから、(經に)「城棧」と(場所を)書いていないのである。「城棧」は、鄭地である。陳留の酸棗縣の西南部に棧城がある。

團 季文子卒 大夫入斂 公在位

④ 阼階(の上)に位置どり、西を向いたのである。

附「儀禮」士喪禮に「君若有賜焉 則視斂 既布衣 君至

(中略) 君升自阼階 西鄉」とあるのを参照。

圃宰庀家器爲葬備

⑤「庀」は、具(そなえる)である。

附九年の傳文「使華閱討右官 官庀其司」等の注に、同文  
がみえる。なお、『周禮』遂師「賓客 則巡其道脩 庀

其委積」の注に「巡其道脩 行治道路也 故書庀爲比

鄭司農云 比讀爲庀 庀 具也」とあるのを参照。

圃無衣帛之妾 無食粟之馬 無藏金玉 無重器備

⑥「器備」とは、珍寶や武器の類をいう。

圃君子是以知季文子之忠於公室也 相三君矣 而無私積  
可不謂忠乎

〔襄公六年〕

經六年春王三月壬午杞伯姑容卒

經夏宋華弱來奔

⑦華椒の孫である。

附宣公十二年の傳文に「冬楚子伐蕭 宋華椒以蔡人救蕭」  
とある。

經秋葬杞桓公

⑧傳はない。

經滕子來朝

經莒人滅鄆

經冬叔孫豹如邾

經季孫宿如晉

⑨行父の子である。

附『禮記』檀弓上「季武子成寢」の注に「武子 魯公子季  
友之曾孫 季孫夙」とあり、その疏に引く『世本』に「公  
子友生齊仲 齊仲生無逸 無逸生行父 行父生夙」とあ  
るのを参照。また、『國語』魯語下「季武子爲三軍」の  
韋注に「武子 魯卿 季文子之子季孫夙也」とあるのを  
参照(なお、「夙」は「宿」に通ずる)。

經十有二月齊侯滅萊

⑩「十有二月」と書いているのは、赴告に従ったのであ  
る。

附下の傳文に「十一月齊侯滅萊」とある。

團六年春杞桓公卒 始赴以名 同盟故也

⑤杞については、『春秋』に入つて以來、今まで一度も（その君の卒に）名を書いていない。（杞の）桓公は三たび（魯の）成公と同盟したから、（今）ここで始めて）名をもつて赴告してきたのである。

附疏に引く『釋例』に「杞伯姑容未與襄同盟 而事逮其父

用同盟之禮 蓋繼好之義也 嫌於赴非所盟之君 故傳

曰 始赴以名 同盟故也」とある。

團宋華弱與樂轡少相狎 長相優 又相謗也

⑥「狎」は、親習（なれたしむ）である。「優」は、調戲（たわむれる）である。

附注の「狎 親習也」については、四年の傳文「民狎其野」

の注に「狎 習也」とある。なお、『論語』鄉黨「見齊衰者 雖狎必變」の〈集解〉に「孔曰 狎者 素親狎」とあるのを参照。

注の「優 調戲也」については、二十八年の傳文「陳氏鮑氏之圍人爲優」の注に「優 俳」とある。なお、『説文』に「俳 戲也」とあるのを参照。ちなみに、『晉書」

熊遠傳に「每有會同 務在調戲酒食而已」とある。

團子蕩怒 以弓楛華弱于朝

⑦「子蕩」は、樂轡である。弓を張って、手かせを手につけるように、華弱の頸をその間におした（はさみこん

だ）から、「楛」と言っているのである。

附成公十七年の傳文「執而楛之」の注に「楛 械也」とある。なお、その附を参照。

團平公見之 曰 司武而楛於朝 難以勝矣

⑧「司武」は、司馬である。そのように懦弱では、敵に勝つことが出来ない、ということである。

團遂逐之 夏宋華弱來奔 司城子罕曰 同罪異罰 非刑也

專戮於朝 罪孰大焉 亦遂子蕩 子蕩射子罕之門 曰 幾日而不我從

⑨わしがおまえの門に矢を射たからには、おまえもまた、任にたえないという理由で、追放されることになる、ということである。

附安井衡『左傳輯釋』に「子罕非司武 雖射其門 亦無不勝任之嫌 而子蕩爲此言者 以洩其忿耳」とあるのを参照。

團子罕善之如初

⑩子罕は、辱しめられても、根に持たなかったから、安泰でいられた、ということである。

附異説として、疏に「服虔云 言子罕不阿同族 亦逐樂轡

以正國法 忠之至也 及樂轡射其門 畏從華弱之罰 復善樂轡如初 是爲茹柔吐剛 喪其志矣 傳故舉之 明

春秋之義 善惡俱見」とある。

團秋滕成公來朝 始朝公也

團莒人滅鄆 鄆恃賂也

⑨鄆は、魯に對して、貢賦の（手助けという）賂（贈物）をしており、それに侍んで莒をあなどったから、滅されたのである。

⑩四年の傳文「公請屬鄆」の注に「欲得使屬魯 如須句顛與之比 使助魯出貢賦」とあるのを参照。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「貢賦恐不可言賂 下文萊侍謀也 謂賂夙沙衛之謀 蓋鄆人亦嘗賂莒 恃之而不設備也 傳此言賂 下言謀 各舉其一耳」とある。

團冬穆叔如邾 聘 且脩平

⑪四年の狐貍の戦の仲直りをしたのである。

⑫四年の傳文に「冬十月邾人莒人伐鄆 臧紇救鄆 侵邾 敗于狐貍」とある。

團晉人以鄆故來討 曰 何故亡鄆

⑬鄆は、魯に附屬し、（魯への）賂に侍んで莒をあなどっていたが、魯は、力をつくして（鄆を）補助せず、（自國に不利と思っただけで、格別の）理由もなしに（鄆を）

晉にかえし、まもなく（鄆は）滅された。だから、晉は魯を責めたのである。

⑭五年の傳文に「穆叔以屬鄆爲不利 使鄆大夫聽命于會」とあり、注に「鄆近魯竟 故欲以爲屬國 既而與莒有忿

魯不能救 恐致譴責 故復乞還之」とある。

團季武子如晉 見 且聽命

⑮始めて、父（行父）に代わって卿となり、大國にまみえ、かつ、鄆を見棄たことをあやまったのである。「聽命」とは、罪を受けたのである。

團十一月齊侯滅萊 萊恃謀也

⑯「謀」とは、夙沙衛に贈物をするという策謀である。事は、二年にある。

⑰二年の傳文に「齊侯伐萊 萊人使正輿子賂夙沙衛以索馬牛皆百匹 齊師乃還」とある。

團於鄭子國之來聘也 四月晏弱城東陽 而遂圍萊

⑱子國の聘は、五年にある。二年に、晏弱は、東陽に城き、五年の四月に至って、また城き、それにかこつけて、そのまま萊を圍んだのである。

⑲五年の傳文に「夏鄭子國來聘」とある。また、二年の傳文に「齊侯使諸姜宗婦來送葬 召萊子 萊子不會 故晏弱城東陽以徇之」とある。

團甲寅堙之環城 傳於堙

㊦「堙」は、女牆（ひめがき）である。「堙」は、土山である。城のまわりに土山をつくり、女牆にまで達したのである。

附『説文』に「堙 城上女垣也」とあるのを参照。また、宣公十五年の公羊傳文「於是使司馬子反乘堙而闚宋城 宋華元亦乘堙而出見之」の何注に「堙 距堙 上城具」とあるのを参照。

團及杞桓公卒之月

㊦この年の三月である。

附上の經に「春王三月壬午杞伯姑容卒」とある。

團乙未王湫帥師及正輿子棠人軍齊師

㊦「王湫」は、もと齊人で、成公十八年に萊に奔っていた。

「正輿子」は、萊の大夫である。「棠」は、萊の邑である。北海の卽墨縣に棠郷がある。三人は、別邑の兵をひきいてやって来て、圍みを解こうとしたのである。

附成公十八年の傳文に「王湫奔萊」とあり、注に「湫 國佐黨」とある。また、二年の傳文に「萊人使正輿子賂夙沙衛以索馬牛皆百匹」とある。

團齊師大敗之

㊦湫たちを敗ったのである。

團丁未入萊 萊共公浮柔奔萊 正輿子王湫奔莒 莒人殺之

四月陳無宇獻萊宗器于襄宮

㊦「無宇」は、桓子で、陳完の玄孫である。「襄宮」は、齊の襄公の廟である。

附莊公二十二年の傳文「齊侯使敬仲爲卿」の注に「敬仲 陳公子完」とあり、また、同年の傳文「陳桓子始大於齊」の注に「桓子 敬仲五世孫 陳無宇」とある。なお、後者の附を参照。

なお、『會箋』に「獻于襄宮 必有故也 自襄至靈八世其廟尙存可疑 襄宮恐當作惠宮 文十一年齊襄公之二年 亦惠公寫誤也 惠公伐萊見於宣七年九年經」とある。

團晏弱圍棠 十一月丙辰而滅之 遷萊于郕

㊦萊子を郕國に遷したのである。

附異説として、『會箋』に「十一月丙辰而滅之 當是滅其君 公羊謂君死之是也 遷萊 遷萊人也 他遷國及邑 皆遷其人民也 杜失考」とある。

團高厚崔杼定其田

㊦その境界を定めたのである。「高厚」は、高固の子である。

附宣公五年に「秋九月齊高固來逆叔姬」とある。

〔襄公七年〕

經七年春鄆子來朝

經夏四月三卜郊 不從 乃免牲

④「牲」と稱しているのは、既に日を卜っていたからである。郊を卜ったのは、やはり「前と同じく」非禮である。

附僖公三十一年の傳文に「夏四月卜郊 不從 乃免牲 非禮也（中略）禮不卜常祀 而卜其牲日 牛卜日曰牲 牲成而卜郊 上怠慢也」とある。

經小邾子來朝

經城費

⑤南遺が事變を口實にして城いたのである。

附下の傳文に「南遺爲費宰 叔仲昭伯爲隄正 欲善季氏 而求媚於南遺 謂遺 請城費 吾多與而役 故季氏城費」とある。

經秋季孫宿如衛

經八月蝻

⑥傳はない。災害をもたらしたから、書いたのである。

附莊公二十九年の傳文に「凡物 不爲災 不書」とあるのを参照。

經冬十月衛侯使孫林父來聘 壬戌及孫林父盟 楚公子貞帥

師圍陳

經十有二月公會晉侯宋公陳侯衛侯曹伯莒子邾子于鄆

⑦陳を救援することを相談したのだが、陳侯が逃げ歸ったため、（實際に）救援するには至らなかったから、「救」と書いていないのである。「鄆」は、鄭地である。

附下の傳文に「楚子囊圍陳 會于鄆以救之」とある。

經鄭伯髡頑如會 未見諸侯 丙戌卒于鄆

⑧實は子駟に弒されたのだが、瘡疾（おこり）として赴告してきたから、「弒」と書いていないのである。名を稱しているのは、（下に）卒を書くためであり、（しかも）同盟していたからである。「如會」とは、鄆の會に参加しようとしたのである。「未見諸侯」とは、會の場所に到達しないうちに死んだのである。「鄆」は、鄭地である。二度「鄭伯」と稱したくないから、文をつづめ、その名を「（如）會」の上のぼしたのである。

附注の「實爲子駟所弒云云」については、下の傳文に「及邾 子駟使賊夜弒僖公 而以瘡疾赴于諸侯」とあり、注に「傳言經所以不書弒」とある。

注の「稱名 爲書卒 同盟故也」については、僖公二十

三年の傳文に「凡諸侯同盟 死則赴以名 禮也」とある。なお、穀梁傳文に「禮 諸侯不生名 此其生名何也 卒之名也」とあるのを参照。

注の「如會 會於鄆也」については、下の傳文に「及將會于鄆」とある。

注の「鄆 鄭地」については、公羊傳文に「操者何 鄭之邑也」とあるのを参照。

注の「上其名於會上」については、穀梁傳文に「卒之名 則何爲加之如會之上」とあるのを参照。

#### 經陳侯逃歸

㊤ 楚を畏れ、晉から逃れて歸つたのである。

㊦ 七年春郷子來朝 始朝公也

㊧ 夏四月三卜郊 不從 乃免牲 孟獻子曰 吾乃今而後知

有卜筮 夫郊祀后稷 以祈農事也

㊨ 后稷を郊祀して天に配する、ということである。「后稷」は、周の始祖で、播殖にすぐれていた者（だから）である。

㊩ 文公二年の傳文「是以魯頌曰 春秋匪解 享祀不忒 皇皇后帝 皇祖后稷」の注に「詩頌僖公郊祭上天配以后稷」とある。また、昭公九年の傳文に「后稷封殖天下」とあ

り、注に「后稷修封疆殖五穀」とある。なお、宣公三年の公羊傳文に「郊則曷爲必祭稷 王者必以其祖配」とあり、何注に「祖 謂后稷 周之始祖」とあるのを参照。

また、『孝經』聖治章に「昔者 周公郊祀后稷以配天」とあるのを参照。また、『國語』鄭語に「周棄能播殖百穀蔬以衣食民人者也」とあり、韋注に「棄 后稷也 播

布也 殖 長也」とあるのを参照。また、『史記』周

本紀に「弃爲兒時 屹如巨人之志 其游戲 好種樹麻菽 麻菽美 及爲成人 遂好耕農 相地之宜 宜穀者稼穡

焉 民皆法則之 帝堯聞之 舉弃爲農師 天下得其利

有功 帝舜曰 弃 黎民始飢 爾后稷播時百穀 封弃於 郟 號曰后稷」とあるのを参照。

なお、疏に「孝經止言尊嚴其父祖 述孝子之志 本意不

說郊天之祭 無由得有所穀之言 何休膏肓執彼難此」とある。ちなみに、『詩』周頌〈噳嘻〉の序疏に引く鄭玄

『箴膏肓』に「孝經主說周公孝以必配天之義 本不爲郊

祀之禮出 是以其言不備 月令孟春 元日祈穀於上帝

是即郊天也 後乃擇元辰 天子親載耒耜 躬耕帝籍 是

郊而後耕 二者之禮 獻子之言合」とある。

㊪ 是故啓蟄而郊 郊而後耕 今既耕而卜郊 宜其不從也

㊫ 『啓蟄』は、夏正の建寅の月（二月）である。「耕」とは、春分をいう。

附疏に引く『釋例』に「麻法 正月節立春 啓蟄爲中氣

二月節雨水 春分爲中氣」とあり、また、「僖公襄公夏四月卜郊 但譏其非所宜卜 不譏其四月不可郊也 孟獻子曰 啓蟄而郊 郊而後耕 耕謂春分也 言得啓蟄卽當卜郊 不得過春分也」とある。

團南遺爲費宰

⑤「費」は、季氏の邑である。

附僖公元年の傳文に「公賜季友汶陽之田及費」とある。

團叔仲昭伯爲隧正

⑥「隧正」は、役徒をつかさどる。「昭伯」は、叔仲惠伯の孫である。

附注の前半については、九年の傳文「令隧正納郊保奔火所」

の注に「隧正 官名也 五縣爲隧」とある。なお、『周禮』遂人に「以起政役」とあり、注に「政役 出土徒役」とあるのを参照。

注の後半については、『國語』魯語下「叔仲昭伯曰 君之來也 非爲一人也」の章注に「叔仲昭伯 魯大夫 叔仲惠伯之孫叔仲帶也」とあるのを参照。

團欲善季氏 而求媚於南遺 謂遺 請城費

⑦遺に、城くことを(季氏に)請わせたのである。

團吾多與而役 故季氏城費

⑧傳は、祿(を與える實權)が公室をはなれ、その結果、季氏が強大になった、ことを言っているのである。

附「論語」季氏に「孔子曰 祿之去公室五世矣」とあり、

〈集解〉に「鄭曰(中略) 爵祿不從君出」とあるのを参照。なお、昭公二十五年の傳文に「政在季氏三世矣 魯君喪政四公矣」とあり、同三十二年の傳文に「魯文公薨 而東門遂殺適立庶 魯君於是乎失國 政在季氏 於此君也四公矣」とある。

團小邾穆公來朝 亦始朝公也

⑨(亦)とは) 邾子の場合と同様に、ということである。附上の傳文に「春邾子來朝 始朝公也」とある。

團秋季武子如衛 報子叔之聘 且辭緩報非貳也

⑩子叔の聘は、元年にある。國家が多難であったため、かかるべき時に返禮できなかった、ということである。

附元年に「冬衛侯使公孫剽來聘」とある。

團冬十月晉韓獻子告老 公族穆子有廢疾

⑪「穆子」は、韓厥(韓獻子)の長子で、成公十八年に、公族大夫となっていた。

附成公十八年の傳文に「苟家苟會樂懸韓無忌爲公族大夫

使訓卿之子弟共儉孝弟」とあり、注に「無忌 韓厥子」とある。なお、その附を参照。

團將立之

⑤厥の代わりに卿にしようとしたのである。

團辭曰 詩曰 豈不夙夜 謂行多露

⑥詩は、「早朝や深夜に行きたいけれども、たくさんの露が自分をぬらすのが心配である」と言っているのであり、「非禮ならば、みだりにおこなってはならない」という點に、意義を取ったのである。

附僖公二十年の傳文「詩曰 豈不夙夜 謂行多露」の注に

「詩 召南 言豈不欲早暮而行 懼多露之濡已 以喻違禮而行 必有汗辱」とある。

團又曰 弗躬弗親 庶民弗信

⑦「詩」は、小雅（節南山）で、位にある者が自身で政事をしないので、庶民がその命を信奉しない、ことを譏っている。（つまり）自分は病氣で、みづから政事をする事が出来ない、ということである。

附注の「言譏在位者」の「言」は、宋本等に従って、衍文とみなす。

團無忌不才 讓 其可乎 請立起也

⑧「無忌」は、穆子の名である。「起」は、無忌の弟の宣子である。

附下の傳文に「庚戌使宣子朝 遂老」とある。

團與田蘇游 而曰好仁

⑨「田蘇」は、晉の賢人である。蘇が「起は仁を好む」と言っている。

團詩曰 靖共爾位 好是正直 神之聽之 介爾景福

⑩「靖」は、安であり、「介」は、助であり、「景」は、大である。「詩」は、小雅（小明）である。君子は、大を自分の職位から（外に）出さず（自分の職位に集中し）、正直の人を求めて、これと並び立つべきであり、そうすれば、神明がこれに順って、大福をもたらす、ということである。

附注の「靖 安也」については、文公十八年の傳文「靖諧庸回」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

注の「介 助也」については、鄭箋に「介 助也」とあるのを参照。

注の「景 大也」については、毛傳に「介景 皆大也」とあるのを参照。

團恤民爲德

⑪つつしんで自分の職位に安んずるということは、民をあわれむということである。

團正直爲正

⑫自分の心を正すのである。

團正曲爲直

④人の曲を正すのである。

團毛傳に「能正人之曲曰直」とあるのを参照。

團參和爲仁

④徳・正・直の三者が備わって始めて、仁といえる。

團如是 則神聽之 介福降之 立之 不亦可乎

④起にはこの三徳があるから、立ててもよい、ということである。

團庚戌使宣子朝 遂老

④韓厥が致仕（引退）したのである。

團隱公三年の傳文「桓公立 乃老」等の注に「老 致仕也」とある。

團晉侯謂韓無忌仁 使掌公族大夫

④その師長にしたのである。

團衛孫文子來聘 且拜武子之言

④「武子之言」とは「返禮がおくれたのは、離叛したためではない」（上の傳文）という（釋明の）言葉である。

團而尋孫桓子之盟

④（孫桓子の）盟は、成公三年にある。

團成公三年に「丁未及孫良夫盟」とある。

團公登亦登

④禮では、階を登るのに、臣は君より一段おくれる。

團「儀禮」聘禮に「至于階 三讓 公升二等」とあり、注

に「先賓升二等 亦欲君行一臣行二」とあり、疏に「諸

侯階有七等 公升二等 在上仍有五等 而得云君行一臣

行二者 但君行少 臣行多 大判而言 非謂即君行一臣

行二」とあるのを参照。

團叔孫穆子相 趨進曰 諸侯之會 寡君未嘗後衛君

④對等な者は、並んで登る。

團今吾子不後寡君 寡君未知所過 吾子其少安

④「安」は、徐（ゆっくり）である。

團孫子無辭 亦無俊容

④「俊」は、改である。

團成公十三年の傳文「康猶不俊 入我河曲」等の注に、同

文がみえる。なお、その附を参照。

團穆叔曰 孫子必亡 爲臣而君 過而不俊 亡之本也 詩

曰 退食自公 委蛇委蛇

④「委蛇」は、順なさまである。「詩」は、召南（羔羊）である。人臣は、公門（を出て）から私門に入るまで、

ずっと禮に順う、ということである。

團「莊子」應帝王「吾與之虛而委蛇」の郭注に「無心而隨

物化」とあるのを参照。また、毛傳に「公 公門也」とあるのを参照。なお、異説として、陸粲『左傳附注』に

「下文云 謂從者也 衡而委蛇 必折 然則委蛇之義 兼從與衡 不得專言順矣 詩鄭箋云 委蛇 自得之貌」とある。

團謂從者也

⑤「從」は、順である。

團衡而委蛇 必折

⑥「衡」は、横〔專横〕である。專横で道に順わなければ、必ず挫折する。十四年の、林父が君を追い出したこと、のために本を起こしたのである。

附十四年に「己未衛侯出奔齊」とある。なお、二十年の傳文に「名臧在諸侯之策 曰 孫林父甯殖出其君」とあるのを参照。

團楚子囊圍陳 會于鄆以救之

⑦ 晉が諸侯をあつめたのである。

團鄭僖公之爲大子也 於成之十六年

⑧「成」とは、魯の成公である。

團與子罕適晉 不禮焉 又與子豊適楚 亦不禮焉

⑨「子豊」は、穆公の子である。

團及其元年朝于晉

⑩「其元年」とは、鄭の僖公元年で、魯の襄公三年にあ

たる。

團子豊欲黜諸晉而廢之 子罕止之 及將會于鄆 子駟相 又不禮焉 侍者諫 不聽 又諫 殺之 及鄆 子駟使賊 夜弑僖公 而以瘡疾赴于諸侯

⑪傳は、經が「弑」と書いていないわけを言っているのである。

附經の注に「實爲子駟所弑 以瘡疾赴 故不書弑」とある。

團簡公生五年 奉而立之

⑫「簡公」は、僖公の子である。

團陳人患楚

⑬楚が陳を圍んだからである。

附經に「楚公子貞帥師圍陳」とある。

團慶虎慶寅謂楚人曰 吾使公子黃往 而執之

⑭二慶は、陳の執政の大夫である。「公子黃」は、哀公の弟である。

團楚人從之

⑮ために黃を執えたのである。

團二慶使告陳侯于會

⑯「會」とは、鄆の會である。

團曰 楚人執公子黃矣 君若不來 羣臣不忍社稷宗廟 懼

有二圖

㊦君にそむいて楚につく、ということである。

團陳侯逃歸

㊦だから、鄆の會に「救」と書いていないのである。

附經の注に「謀救陳 陳侯逃歸 不成救 故不書救也」とある。

〔襄公八年〕

經八年春王正月公如晉

經夏葬鄭僖公

㊦傳はない。

經鄭人侵蔡 獲蔡公子燮

㊦鄭の子國を「人」と稱しているのは、理由もなしに蔡を侵して、國難を生じさせた、ことを譏つてである。「燮」は、蔡の莊公の子である。

附下の傳文に「庚寅鄭子國子耳侵蔡 獲蔡司馬公子燮」とあり、注に「鄭侵蔡 欲以求媚於晉」とある。なお、疏に引く『釋例』に「陳蔡 楚之與國 鄭欲求親於晉 故伐而入之 晉士莊伯詰其侵小 且問陳之罪 子產答以東門之役 故免於譏 及其侵蔡 既無晉令 又無直辭 君死主少 輿師以求媚於晉 不能以德懷親 以直報怨 故

二大夫異於子產也 陳之見伐 本以助晉 晉不逆勞 而以法詰之 得盟主道理 故仲尼曰 晉爲伯 鄭人陳非文辭不爲功 善之也」とあるのを参照。

經季孫宿會晉侯鄭伯齊人宋人衛人邾人于邢丘

㊦この時、公は晉にいたが、晉の悼公は、諸侯を煩わすのを憚つて、大夫にだけ命をうけさせた。だから、季孫が會に参加し、公は先に歸つたのである。

附下の傳文に「五月甲辰會于邢丘 以命朝聘之數 使諸侯之大夫聽命 季孫宿齊高厚宋向戌衛甯殖邾大夫會之」とあり、注に「晉難重煩諸侯 故使大夫聽命」とある。

經公至自晉

㊦傳はない。

經吾人伐我東鄙

經秋九月大雩

經冬楚公子貞帥師伐鄭

經晉侯使士匄來聘

團八年春公如晉 朝且聽朝聘之數

② 晉の悼公が霸業を復興したから、(公は)朝して、貢賦の數量(の指示)をうけたのである。

團四年の傳文「冬公如晉聽政」の注に「受貢賦多少之政」とある。

團鄭羣公子以僖公之死也 謀子駟 子駟先之 夏四月庚辰

辟殺子狐子熙子侯子丁

③ 「辟」は、罪である。罪をかぶせて殺戮したのである。

團注の「辟 罪也」については、僖公二十三年の傳文「策名委質 貳乃辟也」の注に、同文がみえる。なお、その

團を參照。

團孫擊孫惡出奔衛

④ 二孫は、子狐の子である。

團疏に「賈逵云然」とある。

團庚寅鄭子國子耳侵蔡 獲蔡司馬公子變

⑤ 鄭は、蔡を侵して、晉の機嫌を取ろうとしたのである。

「子耳」は、子良の子である。「敗」を言っていないのは、ただ「獲」としてだけ赴告してきたからである。

團經の疏に引く『釋例』に「陳蔡 楚之與國 鄭欲求親於

晉 故伐而入之」とあるのを參照。なお、成公二年の傳文に「鄭人懼於郟之役 而欲求媚於晉」とある。

團鄭人皆喜 唯子產不順

⑥ 「子產」は、子國の子である。衆人に順って(同調して)喜ぶことをしなかったのである。

團五年「夏鄭伯使公子發來聘」の注に「發 子產父」とあり、その傳に「夏鄭子國來聘」とある。

團曰 小國無文德 而有武功 禍莫大焉 楚人來討 能勿從乎 從之 晉師必至 晉楚伐鄭 自今鄭國不四五年

弗得寧矣 子國怒之曰 爾何知 國有大命 而有正卿童子言焉 將爲戮矣

⑦ 「大命」とは、師を起しし軍を進める命令である。

團五月甲辰會于邢丘 以命朝聘之數 使諸侯之大夫聽命

季孫宿齊高厚宋向戌衛甯殖邾大夫會之

⑧ 晉は、諸侯を煩わすのを憚ったから、大夫に命をうけさせたのである。

團經の注に「晉悼難勞諸侯 唯使大夫聽命」とある。

團鄭伯獻捷于會 故親聽命

⑨ 蔡の捷(えもの)を獻じたのである。

團大夫不書 尊晉侯也

⑩ 晉の悼公は、文公・襄公の霸業を復興し、朝聘の節(貢

賦の數量)を制定し、ひかえめで禮儀正しく、尊ぶべき徳義があつたから、諸侯の大夫を退けることによって、悼公を崇んだのである。

附文公二年の傳文に「卿不書 爲穆公故 尊秦也 謂之崇徳」とある。

團莒人伐我東鄙 以疆郟田

⑤ 莒が郟を滅した後、魯がその西の界域を侵したから、魯の東鄙を伐つて、國境を正したのである。  
 附六年に「莒人滅郟」とある。

團秋九月大雩 旱也

團冬楚子囊伐鄭 討其侵蔡也 子駟子國子耳欲從楚 子孔子矯子展欲待晉

⑥ 晉が救援に來るのを待とうとしたのである。「子孔」は、穆公の子であり、「子矯」は、子游の子であり、「子展」は、子罕の子である。

團子駟曰 周詩有之曰 俟河之清 人壽幾何

⑦ 逸詩である。人の壽命(がつきるの)ははやく、黄河(の水)が清むのはおそい、ということであり、晉を待ってはいられないことを喩えたのである。

團兆云詢多 職競作羅

⑧ 「兆」は、卜であり、「詢」は、謀であり、「職」は、主である。卜つたうえに謀ることが多ければ、先を争つて(自分から)羅網の難(からまっただけで、うまくゆかない)と、あみのような難儀(をひきおこすだけで、うまくゆかない)といふことである。

附注の「詢 謀也」については、成公十三年の傳文「秦大夫不詢于我寡君 擅及鄭盟」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

注の「職 主也」については、『詩』小雅(十月之交)「職競由人」の毛傳に「職 主也」とあるのを参照。なお、僖公十五年の傳文「職競由人」の注に「皆人競所主作」とある。

團謀之多族 民之多違

⑨ 「族」は、家である。

附三十一年の傳文に「保族宜家」とある。

團事滋無成

⑩ 「滋」は、益(ますます)である。

附昭公元年の傳文「其虐滋甚」の注に、同文がみえる。なお、『説文』に「滋 益也」とあるのを参照。

團民急矣 姑從楚 以紓吾民 晉師至 吾又從之 敬共幣帛 以待來者 小國之道也 犧牲玉帛 待於二竟

㊦「二竟」とは、晉・楚(兩方)の國境である。

㊧ ㊦以待彊者而庇民焉 寇不爲害 民不罷病 不亦可乎 子展曰 小所以事大 信也 小國無信 兵亂日至 亡無日矣 五會之信

㊨ 三年に雞澤で會し、五年に戚で會し、また、城棗で會し、七年に鄆で會し、八年に邢丘で會した、ことをいう。

㊩ ㊨今將背之 雖楚救我 將安用之

㊪ 信を失つて楚を味方にしても、貴ぶに値しない、ということである。

㊫ 團親我無成

㊬ (「親我」とは) 晉が鄭と親しくしている、ということである。

㊭ 團異説として、王引之『經義述聞』に「家大人曰 親我無成四句 承上雖楚救我 將安用之而言 言楚之親我有始無終 而其心且欲以我爲鄙邑 故楚不可從 不如待晉也 杜注 以親我爲晉親鄭 鄙我是欲 爲鄭欲與楚成不可從 爲子駟不可從 皆失之」とある。

㊮ 團鄙我是欲

㊯ 楚が鄭を鄙邑にしようとしているのに、(鄭は)かえってこれと和平しようとしている、ということである。

㊰ ㊯上の附を参照。

㊱ 團不可從也

㊲ ㊰子駟(の意見)には従えない、ということである。

㊳ ㊲上の附を参照。

㊴ ㊳不如待晉 晉君方明 四軍無闕 八卿和睦 必不棄鄭 ㊴「四軍」とは、上・中・下・新軍をいう。軍ことに二卿がいた。

㊵ ㊴十四年の傳文に「晉侯舍新軍 禮也 成國不過半天子之軍 周爲六軍 諸侯之大夫 三軍可也」とある。

㊶ 團楚師遠遠 糧食將盡 必將速歸 何患焉 舍之聞之

㊷ (「舍之」は、子展の名である。

㊸ 團杖莫如信 完守以老楚 杖信以待晉 不亦可乎 子駟曰

詩云 謀夫孔多 是用不集

㊹ (「詩」は、小雅(小旻)である。「孔」は、甚であり、

「集」は、就(なる)である。人ごとに(各自が)政事をなそうとすれば、是非が入り亂れて、成就しない、ということである。

㊺ 團毛傳に「集 就也」とあり、鄭箋に「謀事者衆 而非賢者 是非相奪 莫適可從 故所爲不成」とあるのを参照。

なお、『爾雅』釋言に「孔 甚也」とある。

㊻ 團發言盈庭 誰敢執其咎

㊼ 謀をなす者はたくさんいても、不都合が生ずると、誰もその責任をとらない、ということである。

㊽ 團鄭箋に「謀事者衆 訥訥滿庭 而無敢決當是非 事若不

成 誰云己當其咎責者 言小人爭知而讓過」とあるのを  
参照。

團如匪行邁謀 是用不得于道

㊦「匪」は、彼である。「行邁謀」とは、通行人にたづね  
る、ということである。「不得于道」とは、民が誰にし  
たがってよいかわからない、ということである。

附顧炎武『左傳杜解補正』に「詩箋云 不行而坐圖遠近

故不得於道路也 此解曰 匪 彼也 行邁謀 謀於路人  
也 不得於道 衆無適從 按詩上文云 謀夫孔多 是用  
不集 發言盈庭 誰敢執其咎 則此解爲長 古人有以匪  
字作彼字用者 二十七年引詩彼交匪敖 作匪交匪敖」と  
あるのを参照。なお、宣公十二年の傳文に「聽而無上  
衆誰適從」とある。

團請從楚 駢也受其咎

㊦「駢」は、子駟の名である。

團乃及楚平 使王子伯駢告于晉

㊦「伯駢」は、鄭の大夫である。

團曰 君命敝邑 脩而車賦 傲而師徒 以討亂略 蔡人不  
從 敝邑之人不敢寧處 悉索敝賦

㊦「索」は、盡である。

附『書』牧誓「牝雞之晨 惟家之索」の僞孔傳に「索 盡  
也」とあるのを参照。なお、異説として、陸彙『左傳附

注』に「既云悉 則不得重言盡矣 廣雅 索 取也 悉  
索 蓋言盡取以行也 或疑索當作率 據國語云 悉帥敝  
賦 率與帥通 譌爲索耳」とある。

團以討于蔡 獲司馬燮 獻于邢丘 今楚來討曰 女何故稱  
兵于蔡

㊦「稱」は、舉である。

附宣公十六年の傳文「禹稱善人」等の注に、同文がみえる。

なお、その附を参照。

團焚我郊保

㊦郭外を「郊」という。「保」は、守である。

附『國語』周語中「國有郊牧」の章注に「國外曰郊」とあ  
り、同吳語「又郊敗之」の章注に「郊 郭外」とあるの  
を参照。

團馮陵我城郭

㊦「馮」は、迫である。

團敝邑之衆 夫婦男女 不遑啓處 以相救也

㊦「遑」は、暇（いとま）である。「啓」は、跪（ひざま  
づく）である。

附『詩』小雅〈四牡〉「王事靡盬 不遑啓處」の毛傳に「遑  
暇 啓 跪」とあるのを参照。なお、二十九年の傳文  
に「詩云 王事靡盬 不遑啓處」とあり、注に「不暇跪  
處」とある。

團翦焉傾覆 無所控告

㊤ 「翦」は、盡である。「控」は、引である。

附注の「翦 盡也」については、成公二年の傳文「余姑翦滅此而朝食」の注に、同文がみえる。なお、その附を參照。

注の「控 引也」については、『説文』に「控 引也」とあるのを參照。

團民死亡者 非其父兄 卽其子弟 夫人愁痛

㊤ 「夫人」は、人と同じである。

附『國語』周語中「百姓兆民 夫人奉利而歸諸上 是利之内也」の章注に「夫人猶人人也」とあるのを參照。ちなみに、王引之『經傳釋詞』に「夫猶凡也 衆也」とある。

團不知所庇 民知窮困 而受盟于楚 孤也與其二三臣不能禁止

㊤ 「孤」とは、鄭伯のことである。

團不敢不告 知武子使行人子員對之曰 君有楚命

㊤ (鄭が)とがめられた命である。

附上の傳文に「今楚來討曰 女何故稱兵于蔡」とある。

團亦不使一个行李告于寡君

㊤ 「一个」は、一人の使者である。「行李」は、行人(使者)である。

附注の「一个 獨使也」については、昭公二十八年の傳文

「君亦不使一个辱在寡人」の注に「一个 單使」とある。

注の「行李 行人也」については、僖公三十年の傳文「行李之往來 共其乏困」の注に「行李 使人」とある。なお、その附を參照。

なお、傳注の「介」は、諸本に従って、「介」に改める。

團而卽安于楚 君之所欲也 誰敢違君 寡君將帥諸侯以見于城下 唯君圖之

㊤ 明年の、晉が鄭を伐ったこと、のために傳したのである。附九年に「冬公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光伐鄭」とある。

團晉范宣子來聘 且拜公之辱

㊤ 公がこの春に朝したことを拜謝したのである。

附上の傳文に「春公如晉 朝且聽朝聘之數」とある。

團告將用師于鄭 公享之 宣子賦標有梅

㊤ 「標有梅」は、『詩』の召南である。「標」は、落である。

梅は盛りを極めれば落ちる、ということであり、詩の作者は、これによって、女の美しさも、盛んになれば(やがて)衰えるから、男達が求婚するには、しかるべき時をのがしてはならない、ということを興した(たとえた)のである。(つまり)宣子は、魯がしかるべき時に(おくれずに)いっしょに鄭を討つことを望んだから、詩の、汲汲としてかけつける、という點に(意義を)取ったの

である。

附『詩』召南〈標有梅〉に「標有梅 其實七兮」とあり、その毛傳に「興也 標 落也 盛極則墮落者 梅也」とあり、ついで「求我庶士 迨其吉兮」とあり、その鄭箋に「庶 衆 迨 及也 求女之當嫁者之衆士 宣及其善時」とあるのを参照。なお、「興」については、『詩』の大序に「故詩有六義焉 一曰風 二曰賦 三曰比 四曰興 五曰雅 六曰頌」とあり、また、『周禮』大師に「教六詩 曰風 曰賦 曰比 曰興 曰雅 曰頌」とあり、その注に「鄭司農云（中略）興者 託事於物」とあるのを参照。

團季武子曰 誰敢哉

④命に従わないようなことを誰がいたしましたしょう、ということである。

團今譬於草木 寡君在君 君之臭味也

④同類ということである。

團歡以承命 何時之有

④遅くとも速くとも随時に、ということである。

團武子賦角弓

④「角弓」は、『詩』の小雅である。その「兄弟や婚姻は、疎遠してはならない」という句に（意義を）取ったのである。

附『詩』小雅〈角弓〉の第一章に「兄弟昏姻 無胥遠矣」とあり、鄭箋に「胥 相也」とある。

團賓將出 武子賦彤弓

④「彤弓」は、天子が功績をあげた諸侯に賜わる詩である。晉君に、文公の霸業をつがせ、再び王から彤弓を受けさせようとしたのである。

附『詩』小雅〈彤弓〉の序に「彤弓 天子錫有功諸侯也」とあるのを参照。なお、文公四年の傳文に「諸侯敵王所愾 而獻其功 王於是乎賜之彤弓一彤矢百 旅弓矢千 以覺報宴」とあり、注に「覺 明也 謂諸侯有四夷之功 王賜之弓矢 又爲歌彤弓 以明報功宴樂」とある。

團宣子曰 城濮之役

④僖公二十八年にある。

團我先君文公獻功于衡雍 受彤弓于襄王 以爲子孫藏

④彤弓を藏して、子孫に示すことにした、ということである。

團勺也 先君守官之嗣也 敢不承命

④自分は、父祖が先君の守官（重臣）であったのを嗣ぐ身であるから、命にそむくようなことはせず、晉君を正したい（補助したい）、ということである。

團君子以爲知禮

④彤弓の意義は、その所在が晉君にあったから、范匄がこ

れを受けたのは、禮を心得たものと言える。

附疏に「文四年甯俞來聘 爲賦彤弓 甯俞不敢當 此賦彤弓 而宣子受之 故解其意 彼以彤弓當甯俞 故甯俞不敢受 此賦彤弓 其義在於晉君 非當范句 故范句受之 而爲知禮也」とある。

〔襄公九年〕

經九年春宋災

⑤天火（自然發生の火事）を「災」という（宣公十六年傳文）。赴告して來たから、書いたのである。

經夏季孫宿如晉

經五月辛酉夫人姜氏薨

⑥成公の母である。

經秋八月癸未葬我小君穆姜

⑦傳はない。（死後）四箇月で葬ったのは、はやすぎる。

附隱公元年の傳文に「諸侯五月」とある。

經冬公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊

世子光伐鄭 十有二月己亥同盟于戲

⑧鄭を伐つて、「同盟」と書いている。とすれば、鄭が盟を受けたことがわかる。傳では「十一月己亥」と言っている。（長麻）によって推算すると、十二月に己亥（の日）はないから、經（の方）が誤っている。「戲」は、鄭地である。

附注の前半については、下の傳文に「十一月己亥同盟于戲

鄭服也」とあり、注に「鄭服 故言同盟」とある。

注の後半については、下の傳文に「十一月己亥同盟于戲」とある。なお、疏に引く〈長麻〉に「參校上下 己亥在十一月十日 又十二月五日有癸亥 則其月不得有己亥 經書十二月 誤也」とあるのを参照。

なお、注の「傳言十有二月己亥」の「十有二」は、校勘記に従って、「十一」に改める。

經楚子伐鄭

團九年春宋災 樂喜爲司城以爲政

⑨「樂喜」は、子罕である。政卿として、火災がおこることを豫知したから、前もって用心し、火災に備える政治を行なったのである。

附下の傳文「曰 吾聞之 宋災 於是乎知有天道 何故」の注に「問宋何故自知天道將災」とある。なお、『漢書』五行志上に「先使火所未至徹小屋云云」とあるのを参照。

なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「下文又云  
火所未至 徹小屋 塗大屋 則其所令 亦發於火時 非  
皆素戒也」とある。

團使伯氏司里

④「伯氏」は、宋の大夫である。「司里」は、里宰である。

附『國語』周語中「司里不授館」の章注に「司里 里宰也」とあるのを参照。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「下文具正徒 官庀其司 庀武守 庀府守之屬 皆指其事而言 則此司里亦指其事而言之 非官名也 司 主也 里 民居也 使伯氏主帥里民以防其居 故謂之司里」とある。

團火所未至 徹小屋 塗大屋

⑤大きな家屋は、撤去するのが難かしいから、その場で泥を塗ったのである。

團陳舂搗 具綆缶

⑥「舂」は、篋籠（かこ）であり、「搗」は、土甕（土を運ぶこし）であり、「綆」は、汲索（水を汲むなわ）であり、「缶」は、汲器（水を汲む器）である。

附注の「舂 篋籠」については、宣公二年の傳文「殺之 寘諸舂」の注に「舂 以草索爲之 筩屬」とあり、同十一年の傳文「稱舂築」の注に「舂 盛土器」とある。なお、前者の附を参照。また、『論語』子罕「譬如爲山

未成一簣 止 吾止也」の〈集解〉に「包曰 簣 土籠也」とあり、『書』旅獒の疏に引く鄭注に「簣 盛土器」とあるのを参照。

注の「搗 土甕」については、『漢書』五行志上に「陳舂輦」とあり、注に「應劭曰（中略）輦 所以興土也」とあるのを参照。また、『國語』周語中「待而舂搗」の章注に「搗 舉土之器」とあるのを参照。

注の「綆 汲索」については、『説文』に「綆 汲井綆也」とあるのを参照。なお、『莊子』至樂に「綆短者不可以汲深」とあり、『淮南子』説林訓に「短綆不可以汲深」とある。

注の「缶 汲器」については、『易』比卦「有孚盈缶」の〈釋文〉に「鄭云 汲器也」とあるのを参照。

團備水器

⑦盆や甕（かめ）の類である。

團量輕重

⑧各人がたえうる力量をはかったのである。

團蓄水潦 積土塗 巡丈城 繕守備

⑨「巡」は、行（めぐる）であり、「丈」は、度（はかる）であり、「繕」は、治である。守備の場所をはかってまわったのは、火災に乗じて亂がおこることを恐れたからである。

附注の「巡行也」については、三十一年の傳文「憂樂同

之事則巡之」の注に、同文がみえる。なお、『周禮』

掌固「晝三巡之夜亦如之」の注に「巡行也」とある

のを参照。また、『國語』晉語四「臣從君還軫 巡於天

下 怨其多矣」の章注に「巡行也」とあるのを参照。

注の「丈 度也」については、疏に「十尺爲丈 巡行其

城 以丈度之 故云丈城」とある。なお、異説として、

『會箋』に「上文曰陳奮搗 具縷缶 備水器 量輕重

畜水潦 積土塗 下文曰繕守備 表火道諸句 皆以下二

字相連爲義 而此句巡丈城乃以上二字相連爲義 與上下

文不一律矣 杜解非也」とあり、また、楊伯峻『春秋左

傳注』に「疑丈城爲一詞 卽城郭四周」とある。

徒」は、役徒（人夫）で、司徒がつかさどる。

附『周禮』大司徒に「治其徒庶之政令」とあり、同小司徒

に「凡起徒役 毋過家一人（中略）凡國之大事 致民

大故 致餘子」とあるのを参照。なお、疏に「言具正徒

司里所使 遂正所納 皆是臨時調民而役之 若今之夫

役也 司徒所具正徒者 常共官役 若今之正丁也」とあ

る。

團令隧正納郊保 奔火所

④「隧正」は、官名である。五縣を「隧」という。（普段

は）郊野を保守する（役目の）民を集めて（都に）送り

込み、火が起った場所場所に、救援にかけつけさせる、

ことにしたのである。

附七年の傳文「叔仲昭伯爲隧正」の注に「隧正 主役徒」

とある。なお、その附を参照。また、『周禮』遂人に「五

注の「行度守備之處」については、異説として、楊伯峻

『春秋左傳注』に「修理防守之具」とある。

團表火道

④火が起ったときは、それが向かう道筋にそって、標識

を立てる、ことにしたのである。

團使華臣具正徒

④「華臣」は、華元の子で、（この時）司徒であった。「正

徒」は、役徒（人夫）で、司徒がつかさどる。

附『周禮』大司徒に「治其徒庶之政令」とあり、同小司徒

に「凡起徒役 毋過家一人（中略）凡國之大事 致民

大故 致餘子」とあるのを参照。なお、疏に「言具正徒

司里所使 遂正所納 皆是臨時調民而役之 若今之夫

役也 司徒所具正徒者 常共官役 若今之正丁也」とあ

無日不討國人而訓之」等の注に、同文がみえる。なお、その<sup>④</sup>を参照。

注の「<sup>④</sup> 具也」〔諸本に従って、「它」を「<sup>④</sup>」に改める〕については、五年の傳文「宰<sup>④</sup>家器爲葬備」等の注に、同文がみえる。なお、その<sup>④</sup>を参照。

團向戎討左 亦如之

⑤「向戎」は、(この時) 左師であった。

團使樂造<sup>⑥</sup>刑器 亦如之

⑥「樂造」は、(この時) 司寇であった。「刑器」は、刑書である。

團昭公六年の傳文に「三月鄭人鑄刑書(中略)火未出而作火以鑄刑器」とあるのを参照。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「謂之器 則兼指桎梏笞縲之屬 不獨刑書也」とあり、また、楊伯峻『春秋左傳注』に「具備刑具」とある。

團使皇郎命校正出馬 工正出車 備甲兵 庀武守

⑦「皇郎」は、皇父充石の後裔である。「校正」は、馬をつかさどり、「工正」は、車をつかさどる。それぞれに、その官をそろえさせたのである。

團注の「皇郎 皇父充石之後」については、疏に「服虔云 皇郎 皇父充石之後 十世宗卿 爲人之子 大司馬椒也」とあるのを参照。なお、文公十一年の傳文に「彫班

御皇父充石」とあり、注に「皇父 戴公子」とある。

注の「校正 主馬」については、成公十八年の傳文「弁糾御戎 校正屬焉」の注に「校正 主馬官」とある。なお、『周禮』校人に「校人掌王馬之政」とあるのを参照。注の「工正 主車」については、昭公四年の傳文に「夫子爲司馬 與工正書服」とあり、注に「服 車服之器 工正所書」とある。

團使西鉏吾<sup>⑧</sup>尼府守

⑧「鉏吾」は、(この時) 大宰であった。「府」は、六官の典である。

團注の「鉏吾 大宰也」については、疏に「賈逵云然」とある。

注の「府 六官之典」については、『周禮』大宰に「大宰之職 掌建邦之六典 以佐王治邦國 一曰治典(中略) 二曰教典(中略) 三曰禮典(中略) 四曰政典(中略) 五曰刑典(中略) 六曰事典」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「劉炫以爲 府守謂府庫守藏」とある。

團令司宮巷伯<sup>⑨</sup>徹宮

⑨「司宮」は、奄臣であり、「巷伯」は、寺人である。いづれもみな、宮内の事をつかさどる。

團注の「司宮 奄臣」については、昭公五年の傳文「以羊舌肸爲司宮」の注に「加宮刑」とある。なお、『周禮』

天官の紋官「酒人 奄十人」の注に「奄 精氣閉藏者今謂之宦人」とあるのを参照。

注の「巷伯 寺人」については、僖公二年の傳文「齊寺人貂始漏師于多魚」の注に「寺人 内奄官豎貂也」とある。なお、『詩』小雅〈巷伯〉の序に「巷伯刺幽王也 寺人傷於讒 故作是詩也」とあるのを参照。

團 二師令四鄉正敬享

④ 「二師」とは、左右の師である。「鄉正」は、鄉大夫である。「享」は、祀（まつる）である。

附注の「鄉正 鄉大夫」については、『周禮』鄉大夫に「鄉大夫之職 各掌其鄉之政教禁令」とあるのを参照。

注の「享 祀也」については、『禮記』祭義「君子生則敬養 死則敬享 思終身弗辱也」の注に「享猶祭也」とあるのを参照。なお、僖公五年の傳文に「吾享祀豊絮」とあり、文公二年の傳文に「享祀不忒」とある。また、『周禮』大祝に「國有大故天裁 彌祀社稷 禱祠」とある。

團 祝宗用馬于四墉 祀盤庚于西門之外

④ 「祝」は、大祝であり、「宗」は、宗人である。「墉」は、城である。馬を（牲に）用いて城の四方を祭ること、火を攘おうとしたのである。「盤庚」は、殷の王で、宋の遠祖である。城は、積陰の（寒）氣であるから、祀る。

のである。およそ、天災には、幣だけで、牲は用いない（莊公二十五年傳文）。馬を用い（て城の四方を祭り）、（馬を用いて）盤庚を祀るのは、いづれもみな、非禮である。

附注の「祝 大祝 宗 宗人」については、成公十七年の傳文「使其祝宗祈死」の注に「祝宗 主祭祀祈禱者」とある。なお、『周禮』大祝に「大祝掌六祝之辭 以事鬼神示 祈福祥 求永貞」とあり、同都宗人に「都宗人掌都祭祀之禮」とあるのを参照。

注の「墉 城也」については、『詩』大雅〈皇矣〉「以伐崇墉」の毛傳に「墉 城也」とあるのを参照。注の「盤庚 殷王 宋之遠祖」については、疏に「盤庚之爲殷王 無大功德 而祀盤庚者 當時之意 不知何故 特祀之也」とある。なお、安井衡『左傳輯釋』には「盤庚遷于亳 鄭玄以亳爲偃師 偃師宋地 蓋在其西郊 故祀盤庚於西門之外也」とある。

注の「城 積陰之氣 故祀之」については、疏に「城以積土爲之 土積則爲陰積 積陰之氣 或能制火 故祭城以禳火」とある。なお、『淮南子』天文訓に「積陽之熱 氣生火 火氣之精者爲日 積陰之寒氣爲水 水氣之精者爲月」とあるのを参照。

注の「凡天災有幣無牲」については、莊公二十五年の傳

文の注に「天災 日月食大水也 祈請而已 不用牲也」とある。

注の「用馬祀盤庚 皆非禮」については、疏に「祀盤庚 不別言牲 明其祀亦用馬也」とある。なお、異説として、安井衡『左傳輯釋』に「天火曰災 故杜同之日月食 以用牲爲非禮 然詳考傳意 子罕所爲 盡得禮意 不宜獨以用馬祀盤庚爲非禮 蓋災雖出於天 不知火體所本 則謂之災 非日月食及水旱風蟲 實從天起之類 故古亦有用牲之禮」とある。

○晉侯問於士弱

⑨「弱」は、士渥濁の子の、莊子である。

附成公十八年の傳文に「使士渥濁爲大傅」とある。また、下の傳文「晉士莊子爲載書」の注に「莊子 士弱」とある。

○吾聞之 宋災 於是乎知有天道 何故

⑩「宋はなぜ、天道が自分達に災を降すことを豫知したのか」とたづねたのである。

○異説として、俞樾『羣經平議』に「是因災而知天道 非

因天道而逆知將災也 古書言天道者 皆主吉凶禍福而言

孟子言聖人之於天道也 猶言聖人之於吉凶禍福 蓋雖

聖人 不可如何 故曰命也 晉侯所謂宋災於是乎知有天

道者 疑宋國相傳謂 國有火災 必主禍敗 故士弱對曰

商人闖其禍敗之釁 必始於火 觀始之一字 則因災而

知天道明矣 下文公曰 可必乎 對曰 在道 國亂無象

不可知矣 自此年宋災之後 宋國無大禍敗 則在道之

言信矣 杜氏誤解此句 故於上文樂喜爲司城以爲政 卽

云 知將有火災 素戒爲備火之政 殊非傳意」とある。

○對曰 古之火正 或食於心 或食於味 以出內火 是故

味爲鶉火 心爲大火

⑪火正の官を火星に配食した(あわせ祭った)ことをいう。

建辰の月(夏正の三月)、鶉火星が夕ぐれに南中すると、

民に火を放たせ、建戌の月(夏正の九月)、大火星が日

のかげにかくれ、夜に見えなくなると、民に火を納めさ

せ、火を放つことを禁じたのである。

○附注の前半については、昭公二十九年の傳文に「故有五行

之官 是謂五官 實列受氏姓 封爲上公 祀爲貴神 社

稷五祀 是尊是奉」とあり、注に「五官之君長能脩其業

者 死皆配食於五行之神 爲王者所尊奉」とある。なお、

『漢書』五行志上に「死則以爲火祖 配祭火星 故曰

或食於心 或食於味也」とあるのを参照。なお、異説と

して、陸粲『左傳附注』に「劉用熙曰 食于心 食于味

者 猶食邑之食 謂封火正于火之分野 使掌出內之政令

非謂死而配食也」とあり、また、楊伯峻『春秋左傳注

』に「食 配食 古代所謂火星 有時指行星中之火星 有

時指恒星座之某星 或食於心於味 則祭行星之火星 而以心宿或味配饗」とある。

注の後半については、昭公十七年の傳文に「火出 於夏爲三月（注 謂昏見）於商爲四月 於周爲五月」とある。

また、同六年の傳文「火見 鄭其火乎」の注に「火星也 周五月昏見」とある。なお、『漢書』五行志上に「季春昏 火星出東方 而味七星鳥首正在南方 則用火

季秋 星入 則止火」とあるのを参照。また、『周禮』司燿「季春出火 民咸從之 季秋內火 民亦如之」の注に「鄭司農云 以三月本時昏 火星見于辰上 使民出火

九月本黃昏 火星伏在戌上 使民內火 故春秋傳曰 以出內火」とあるのを参照。また、『禮記』月令に「季春之月 日在胃 昏七星中」とあり、注に「斗建辰之辰」とあるのを参照。なお、異説として、楊伯峻「春秋左傳注」に「此火亦係行星之火星 前人解爲水火之火 不可從 出內漢志引作出入 出入火者 火星或入又出于心宿或柳宿」とある。

#### 團陶唐氏之火正闕伯居商丘

㊦ 「陶唐」は、堯の、天下を保有してからの號である。「闕伯」は、高辛氏の子である。傳に「闕伯を商丘に遷して、辰を（祀ることを）つかさどらせた」（昭公元年）とある。辰は、大火であり、それが宋の星であるとすれば、

「商丘」は宋地にあつたことになる。

團注の前半については、二十四年の傳文「昔句之祖 自虞以上爲陶唐氏」の注に「陶唐 堯所治地 大原晉陽縣也 終虞之世以爲號 故曰 自虞以上」とある。なお、『史記』五帝本紀に「帝堯爲陶唐」とあるのを参照。

注の後半については、昭公元年の傳文に「昔高辛氏有二子 伯曰闕伯 季曰實沈 居于曠林 不相能也 日尋干戈 以相征討 后帝不臧 遷闕伯于商丘 主辰（注 商丘 宋地 主祀辰星 辰 大火也）商人是因 故辰爲商星」とある。また、同十七年の傳文に「宋 大辰之虛也（注 大辰 大火 宋分野）」とある。なお、疏に引く『釋例』に「宋 商 商丘 三名一地 梁國睢陽縣也

傳曰 陶唐氏之火正闕伯居商丘祀大火 又曰 宋 大辰之虛也 然則商丘在宋 或以爲漳水之南故殷虛爲商丘非也」とあるのを参照。ちなみに、『詩』商頌譜の疏に「服虔云 商丘 地名」とある。

團祀大火 而火紀時焉

㊦ （「時」とは）火を出し入れする時をいう。

團異説として、楊伯峻「春秋左傳注」に「以大火星爲辰 視其移動之迹而定時節」とある。

團相土因之 故商主大火

㊦ 「相土」は、契の孫で、商の祖である。始めて闕伯の後

裔に代わって商丘に居住し、大火を祀ったのである。

附『史記』殷本紀に「契卒 子昭明立 昭明卒 子相土立」とあるのを参照。また、『漢書』五行志上に「相土 商祖契之曾孫 代闕伯後主火星」とあるのを参照。また、『詩』商頌譜の疏に「服虔云（中略）相土 契之孫 因之者 代闕伯之後居商丘 湯以爲號」とあるのを参照。

闕商人闕其禍敗之釁 必始於火 是以日知其有天道也

④「闕」は、數（かぞえる）と同じである。商人が、過ぎ去ったことをかぞえてみると、つねに火災が多かった。宋は、殷商の後裔であるから、（先例によって）天道が降す災は必ず火であることを豫知したのである。

附『漢書』五行志上に「相土 商祖契之曾孫 代闕伯後主火星 宋 其後也 世司其占 故先知火災」とあるのを参照。

闕公曰 可必乎 對曰 在道 國亂無象 不可知也

⑤國に道がなければ、災變も一定しないから、確實に知ることは出来ない、ということである。

附昭公七年の傳文に「晉侯謂伯瑕曰 吾所問日食 從矣 可常乎 對曰 不可 六物不同 民心不壹 事序不類 官職不則 同始異終 胡可常也」とあるのを参照。

闕夏季武子如晉 報宣子之聘也

⑥宣子の聘は、八年にある。

附八年の傳文に「晉范宣子來聘」とある。

闕穆姜薨於東宮

⑦（「東宮」は）太子の宮である。穆姜は、僑如と淫通し、成公を廢そうとしたから、うつされて東宮に（幽閉されて）いた。事は、成公十六年にある。

附注の前半については、隱公三年の傳文「衛莊公娶于齊東宮得臣之妹 曰莊姜」の注に「得臣 齊太子也 太子不敢居上位 故常處東宮」とあるのを参照。なお、異説として、『會箋』に「穆姜見幽 必別有宮 杜以爲太子宮 蓋惑于東宮得臣之言耳」とある。

注の後半については、成公十六年の傳文に「宣伯通於穆姜 欲去季孟而取其室 將行 穆姜送公 而使逐二子 公以晉難告 曰 請反而聽命 姜怒 公子偃公子鉅趨過 指之曰 女不可 是皆君也」とあり、注に「言欲廢公 更立君」とある。

闕始往而筮之 遇艮之八䷳

⑧下が艮（三）で上が艮（三）のが、「艮」（䷳）である。

『周禮』では、大卜が三易をつかさどる。とすれば、連山・歸藏・周易を合わせ用いたのである。二易（連山・歸藏）は、いづれもみな、七八によって占うから、「遇艮

之八」と言っているのである。

附『周禮』大卜に「掌三易之法 一曰連山 二曰歸藏 三曰周易」とあるのを参照。また、『國語』晉語四「公子親筮之 曰 尙有晉國 得貞屯悔豫 皆八也」の章注に「内曰貞 外曰悔 震下坎上 屯 坤下震上 豫 得此兩卦 震在屯爲貞 在豫爲悔 八 謂震兩陰爻 在貞在悔皆不動 故曰皆八 謂爻無爲也」とあり、つづく「筮史占之 皆曰 不吉」の章注に「筮史 筮人 掌以三易辨九筮之名 一夏連山 二殷歸藏 三周易 以連山歸藏占此兩卦 皆言不吉」とあるのを参照。また、同「臣筮之 得泰之八」の章注に「乾下坤上 泰 遇泰無動爻無爲侯 泰三至五震爲侯 陰爻不動 其數皆八 故得泰之八 與貞屯悔豫皆八義同」とあるのを参照。なお、疏に「此筮遇八 謂艮之第二爻不變者是八也 揲著求爻 繫辭有法 其揲所得有七八九六 說者謂七爲少陽 八爲少陰 其爻不變也 九爲老陽 六爲老陰 其爻皆變也 周易以變爲占 占九六之爻 傳之諸筮 皆是占變爻也 其連山歸藏以不變爲占 占七八之爻（中略）以爲先代之易 其言亦無所據 賈鄭先儒相傳云耳」とある。ちなみに、異説として、錢大昕『潛研堂文集』卷四答問一に「問春秋内外傳占筮之法 曰 春秋之世 三易尙存 其以周易占者 一爻變 則以變爻辭占 如觀之否 歸妹之睽

明夷之謙之類是也 數爻變 則以彖辭占 如艮之八 貞屯悔豫皆八是也 六爻皆不變 亦以彖辭占 泰之八是也 以爻辭占 稱九六 以彖辭占 稱八 九六八之名惟周易有之 若雜以它占則否 千乘三去 射其元王 不云蠱之八復之八者 非周易繇詞也」とある。  
なお、按勘記に従って、注の「艮下艮上」の下に「艮」の字を補う。

團史曰 是謂艮之隨註

㊦下が震（三）で上が兌（三）のが、「隨」（䷐）である。

筮史は、古易で八と出たのは不利（不吉）ではないか、と思ったから、あらためて周易で變爻を占い、〈隨〉の卦を得て判断したのである。

附『國語』晉語四に「公子親筮之 曰 尙有晉國 得貞屯悔豫 皆八也 筮史占之 皆曰 不吉 閉而不通 爻無爲也 司空季子曰 吉 是在周易 皆利建侯」とあるのを参照。

團隨 其出也

㊦筮史は、〈隨〉は閉固の卦ではない、と考えたのである。

團君必速出 姜曰 亡

㊦「亡」は、無と同じである。

附王引之『經傳釋詞』に「無 否也 襄九年左傳曰（中略）姜曰 亡 杜注曰 亡猶無也 案亡 與無同 猶否也」

とあるのを参照。

團是於周易曰 隨 元亨利貞 无咎

⑤易筮では、いつも、變化するものによって占うが、一爻の變化（以上、つまり、複数の爻の變化）に出遇い、（爻ごとに）義が異なる場合は、（爻辭ではなく）象（卦辭）で判断するから、穆姜もまた、彖で占ったのである。（なお）筮史が周易に據ったから、（穆姜も）「周易」と名ざして判定したのである。

附『會箋』に「注一爻變下 疑脫以上二字 正義云 若一

爻獨變 則得指論此爻 遇一爻變以上 或二爻三爻皆變 則每爻義異 不知所從 則當摠論彖辭 此其證矣」とある。

團元 體之長也 亨 嘉之會也 利 義之和也 貞 事之幹也 體仁足以長人 嘉德足以合禮 利物足以和義 貞固足以幹事 然 故不可誣也 是以雖隨无咎

⑥四德（元・亨・利・貞）をしいいつわることがなくて始めて、隨の卦が出て、咎がなくてすむ、ということである。（つまり）四徳がない者の場合は、（この卦が出れば）淫をなして相互にしたがうということであるから、吉事ではない、ということを明らかにしたのである。

附『易』隨卦「隨 元亨利貞 无咎」の李鼎祚《集解》に「鄭玄曰（中略）若无此四德 則有凶咎焉」とあるのを

参照。また、同「彖曰 隨 剛來而下柔云云」の王弼注に「相隨而不爲利正 災之道也」とあるのを参照。なお、下の傳文に「有四德者 隨而无咎」とある。

團今我婦人而與於亂 固在下位

⑥婦人は丈夫より地位が低い。

團而有不仁 不可謂元 不靖國家 不可謂亨 作而害身

不可謂利 弃位而姤

⑥「姤」は、淫の別名である。

附異説として、疏に「服虔讀姤爲放效之效 言效小人爲淫」とある。

團不可謂貞 有四德者 隨而无咎 我皆無之 豈隨也哉 我則取惡 能無咎乎 必死於此 弗得出矣

⑥傳は、穆姜が、能辯（聰明）ではあったが、徳がなかった、ことを言っているのである。

附『古列女傳』孽嬖（魯宣繆姜）に「聰慧而行亂 故諡曰

繆（中略）君子曰 惜哉繆姜 雖有聰慧之質 終不得掩其淫亂之罪」とあるのを参照。なお、二十九年の傳文に「異哉 吾聞之也 辯而不德 必加於戮」とあり、注に「辯猶爭也」とある。

團秦景公使士雅乞師于楚 將以伐晉 楚子許之 子囊曰 不可 當今吾不能與晉爭 晉君類能而使之

㊤ (それぞれの)能力(の違い)にしたがっている。  
團舉不失選

㊦ (人材の)選抜が適切である。

團官不易方

㊧ 「方」は、宜と同じである。

附 閔公二年の傳文「授方任能」の注に「方 百事之宜也」とある。

團其卿讓於善

㊨ 自分よりすぐれた者に讓っている。

團其大夫不失守

㊩ それぞれ、自分の職務につとめている。

團其士覲於教

㊪ 上の命をつつしんで守っている。

團其庶人力於農穡

㊫ うえつけを「農」といい、とりいれを「穡」という。

附 『詩』魏風〈伐檀〉「不稼不穡」の毛傳に「種之曰稼 斂之曰穡」とあるのを参照。また、『漢書』食貨志上に

「關土殖穀曰農」とあるのを参照。

團商工卓隸不知遷業

㊬ 四民がまじりあわない。

附 『國語』齊語に「四民者 勿使雜處」とあり、韋注に「四民 謂士農工商」とあるのを参照。なお、疏に「杜言四

民不雜 通上士庶爲四 非以卓隸工商爲四也」とある。  
團韓厥老矣 知罃稟焉以爲政

㊭ (韓厥に)代わって、中軍の將となった。

附 成公十八年の傳文に「韓獻子爲政」とあり、注に「於是

樂書卒 韓厥代將中軍」とある。

團 范句少於中行偃 而上之 使佐中軍  
㊮ 句を中軍の佐にさせ、偃(自分)は(その下の)上軍の將

となった。

團 韓起少於欒黶 而欒黶士魴上之 使佐上軍

㊯ 魴が起に讓って、起が上軍の佐となり、魴は下軍の

將となり、魴はその佐となった。

團 魏絳多功 以趙武爲賢 而爲之佐

㊰ 武が新軍の將となった。

團 君明臣忠 上讓下覲

㊱ 尊官は讓りあい、勞職(下働きの吏?)は努力している。

團 當是時也 晉不可敵 事之而後可 君其圖之 王曰 吾  
既許之矣 雖不及晉 必將出師 秋楚子師于武城 以爲

秦援 秦人侵晉 晉饑 弗能報也

㊲ 十年の、晉が秦を伐ったこと、のために傳したのである。  
附 十年の傳文に「晉荀罃伐秦 報其侵也」とあり、注に「侵

在九年」とある。

團冬十月諸侯伐鄭

④鄭が楚についた(からである)。

附二十二年の傳文に「我二年六月朝于楚 晉是以有戲之役」とある。

團庚午季武子齊崔杼宋皇郟從荀罃士匄門于鄆門

④(「鄆門」は)鄭の城門である。三國は、(晉の)中軍に從った。

附上の傳文に「韓厥老矣 知罃粟焉以爲政(注 代將中軍)

范匄少於中行偃 而上之 使佐中軍」とある。

團衛北宮括曹人邾人從荀偃韓起門于師之梁

④「師之梁」もまた、鄭の城門である。三國は、(晉の)上軍に從った。

附注の前半については、三十年の傳文「盟國人于師之梁之外」の注に「師之梁 鄭城門」とあり、また、昭公七年の傳文「鄭伯勞于師之梁」の注に「鄭城門」とある。

注の後半については、上の傳文に「范匄少於中行偃 而上之 使佐中軍(注 偃將上軍) 韓起少於欒黶 而欒黶士魴上之 使佐上軍」とある。

團滕人薛人從欒黶士魴門于北門

④二國は、(晉の)下軍に從った。

附上の傳文に「韓起少於欒黶 而欒黶士魴上之 使佐上軍」とあり、注に「魴將下軍 魴佐之」とある。

團杞人邾人從趙武魏絳斬行栗

④二國は、(晉の)新軍に從った。「行栗」は、道を表示する樹(街路樹)である。

附注の前半については、上の傳文に「魏絳多功 以趙武爲賢 而爲之佐」とあり、注に「武 新軍將」とある。

注の後半については、『詩』鄭風〈東門之堙〉「東門之栗 有踐家室」の毛傳に「栗 行上栗也」とあるのを参照。また、『國語』周語中に「列樹以表道」とあるのを参照。

團甲戌師于汜

④諸軍は、ひきかえして、汜に集まった。「汜」は、鄭地で、東汜である。

附僖公三十年の傳文「秦軍汜南」の注に「此東汜也」とある。なお、その附を参照。

團令於諸侯曰 脩器備

④(「器備」とは)兵器と戦備である。

團盛饑糧

④「饑」は、乾食(ほしいい)である。附宣公十一年の傳文「具饑糧」の注に、同文がみえる。なお、その附を参照。

團歸老幼

④長期戦のかまえを示したのである。團居疾于虎牢

㊦ 諸侯がすでに鄭の虎牢を取っていたから、諸軍の病人を  
その中で休息させたのである。

團肆書 團鄭

㊧ 「肆」は、緩（ゆるす）であり、「書」は、過（あやまち）である。（經に）「團鄭」と書いていないのは、（鄭が）でむかえて服従し、（實際に）團むには至らなかつた、からである。

附莊公二十二年「春王正月肆大書」の注に「赦有罪也 易稱赦過宥罪 書稱書災肆赦 傳稱肆書團鄭 皆放赦罪人 蕩滌衆故 以新其心」とある。また、僖公三十三年の傳文「且吾不以一書掩大德」の注に「書 過也」とある。なお、異説として、疏に「服虔以爲放鄭囚」とある。

團鄭人恐 乃行成

㊨ 晉と和平（しよう）とした。

團中行獻子曰 遂圍之 以待楚人之救也 而與之戰 不然 無成

㊩ 「獻子」は、荀偃である。楚が鄭を救い、鄭がまた楚につく、ことを恐れたのである。

團知武子曰 許之盟而還師 以敵楚人

㊪ 「敵」は、罷（つかれさせる）である。

團吾三分四軍

㊫ 四軍を分けて三部にする、ということである。

附疏に「鄭衆以爲分四軍爲三部」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「賈逵以爲三分四軍爲十二部」とある。

團與諸侯之銳以逆來者

㊬ 「來者」とは、楚のことである。

團於我未病 楚不能矣

㊭ 晉（の三部）がそれぞれ一度出動するだけで、楚は三度來なければならぬから、「不能」と言っているのである。

團猶愈於戰

㊮ そろって戦うよりまさっている、ということである。

團暴骨以逞 不可以爭

㊯ 争うには、謀をもってすべきであつて、（いたづらに）骨をさらしてはならない、ということである。

團大勞未艾 君子勞心 小人勞力 先王之制也

㊰ 「艾」は、息（やむ）である。「心を勞する」という方の勞に従うべきである、ということである。

附異説として、『會箋』に「君子勞心二句 言上下和同 不可憚勤勞也 或勞心或勞力 晉皆有之 非偏自任勞心」とある。

團諸侯皆不欲戰 乃許鄭成 十一月己亥同盟于戲 鄭服也 ㊱ 鄭が服したから、「同盟」と言っているのである。

附經の注に「伐鄭而書同盟 則鄭受盟可知」とある。

團將盟 鄭六卿公子駢

㊦ 子駢である。

附八年の傳文に「子駢子國子耳欲從楚 子孔子驕子展欲待

晉」とある。また、十年に「冬盜殺鄭公子駢公子發公孫

輒」とあり、その傳文に「殺子駢子國子耳」とある。

團公子發

㊦ 子國である。

團公子嘉

㊦ 子孔である。

附十九年に「鄭殺其大夫公子嘉」とあり、傳に「殺子孔」

とある。

團公孫輒

㊦ 子耳である。

團公孫臺

㊦ 子驕である。

團公孫舍之

㊦ 子展である。

附十一年に「鄭公孫舍之帥師侵宋」とあり、傳に「夏鄭子

展侵宋」とある。

團及其大夫門子 皆從鄭伯

㊦ 「門子」とは、卿の適子である。

附『周禮』小宗伯に「掌三族之別 以辨親疏 其正室皆謂

之門子 掌其政令」とあり、注に「正室 適子也 將代

父當門者也」とあるのを参照。また、『國語』晉語七「育

門子 選賢良」の韋注に「門子 大夫之適子」とあるの

を参照。

團晉士莊子爲載書

㊦ 「莊子」は、士弱である。「載書」は、盟書である。

附注の前半については、上の傳文「晉侯問於士弱」の注に

「弱 士渥濁之子 莊子」とある。

注の後半については、『周禮』司盟「司盟掌盟載之法」

の注に「載 盟辭也 盟者書其辭於策 殺牲取血 坎其

牲 加書於上而埋之 謂之載書」とあるのを参照。なお、

諸本に従って、注の最後に「書」の字を補う。

團曰 自今日既盟之後 鄭國而不唯晉命是聽 而或有異志

者 有如此盟

㊦ (この盟に記す) 盟に違反した場合の罰どおりになる、

ということである。

附定公十年の傳文「有如此盟」の注に「如此盟詛之禍」と

ある。

團公子駢趨進曰 天禍鄭國 使介居二大國之間

㊦ 「介」は、閒と同じである。

附三十年の傳文「以介於大國」の注に「介 閒也」とある。なお、注の「閒」は、諸本に従って、「閒」に改める。

團大國不加德音 而亂以要之

⑤ 兵亂の力によって鄭に強要することをいう。

團使其鬼神不獲歆其禮祀 其民人不獲享其土利 夫婦辛苦

墊隘 無所底告

⑥ 「墊隘」は、委頓（衰弱する）と同じである。「底」は、至である。

附注の前半については、成公六年の傳文「民愁則墊隘」の

注に「墊隘 羸困也」とある。なお、その附を参照。ち

なみに、四年の傳文「甲兵不頓」の注「頓 壞也」の疏

に「頓謂挫傷所壞 今俗語云委頓 是也」とある。

注の後半については、宣公三年の傳文「有所底止」の注

に「底 致也」とある。なお、注の「底」は、諸本に従

って、「底」に改める。

團自今日既盟之後 鄭國而不唯有禮與彊可以庇民者是從

而敢有異志者 亦如之

⑦ 同じく、この盟のとおりになる（罰せられる）、ということである。

附上の傳文に「有如此盟」とあり、注に「如違盟之罰」と

ある。

團荀偃曰 改載書

⑧ 子駟（公子駢）もまた（士莊子と同様に）自分の言ったこ

とを策に載せたから、（荀偃は）それを改めさせようとし

たのである。

團公孫舍之曰 昭大神要言焉

⑨ （すでに）誓約して神に告げた、ということである。

團若可改也 大國亦可叛也 知武子謂獻子曰 我實不德

而要人以盟 豈禮也哉 非禮 何以主盟 姑盟而退 脩

德息師而來 終必獲鄭 何必今日 我之不德 民將棄我

⑩ 載書をそのまま兩方とも採用したのである。

團晉人不得志於鄭 以諸侯復伐之 十二月癸亥門其三門

⑪ 「三門」とは、鄭門・師之梁・北門である。「癸亥」は、

月の五日である。晉は、果たして（知武子の計畫どおり

に）その軍を三つに分け、それぞれが一門を攻めたので

ある。

附上の傳文に「門于鄭門」とあり、「門于師之梁」とあり、

「門于北門」とある。また、「知武子曰（中略）吾三分

四軍」とあり、注に「分四軍爲三部」とある。

團閏月戊寅濟于陰阪 侵鄭

⑫（長麻）によって上下を照らし合わせると、この年に「閏

月戊寅」はあり得ない。「戊寅」は、十二月二十日であ

る。多分、「閏月」は「門五日」になおすべきであろう。

（つまり、本来「門五日」であったものが「五」の字が

上の「門」とくっついて「閏」となり、その結果、後學が自然と（下の）「日」を「月」にかえ（て「閏月」となつ）たものと思われる。晉人は、四軍を（分けて）三番（交代制の三つの組）にして、あらためて鄭の門を攻め、（攻撃は）門ごと（に五日間であつた。（つまり）晉（の三番）がそれぞれ一度攻撃するだけで、鄭は三度敵を受けることになり、それによって鄭を苦しめようとしたのである。「癸亥」は、「戊寅」と十六日はなれている。（つまり）癸亥（の日）に始めて攻撃し、（一番の）攻撃ごと（に五日間、（三番の）合計で十五日間に及んだが、鄭がそれでもなお降服しなかつたので、たち去り、（その）明日の戊寅に陰阪で渡渉し、また鄭の外邑を侵したのである。「陰阪」は、洧水の津（わたしば）である。

團次于陰口而還

㊦「陰口」は、鄭の地名である。

附『水經注』洧水に「服虔曰 水南曰陰 口者 水口也」とある。

團子孔曰 晉師可擊也 師老而勞 且有歸志 必大克之

子展曰 不可

㊧傳は、子展がよく信を守つたことを言っているのである。

團公送晉侯 晉侯以公宴于河上 問公年 季武子對曰 會

于沙隨之歲 寡君以生

㊨「沙隨」の會は、成公十六年にある。

附成公十六年に「秋公會晉侯齊侯衛侯宋華元邾人于沙隨」とある。

團晉侯曰 十二年矣 是謂一終 一星終也

㊩歲星（木星）は、十二歳で天を一周する。

附『史記』天官書に「歲星出（中略）十二歳而周天」とあるのを参照。

團國君十五而生子 冠而生子 禮也

㊪冠は成人の服であるから、必ず、冠をつけた後で子を生むのである。

附『宋書』禮志一に「賈服說皆以爲人君禮十二而冠也」とある。

團君可以冠矣 大夫盍爲冠具 武子對曰 君冠 必以裸享之禮行之

㊫「裸」とは、鬯酒（においざけ）を地にそそぐことをいう。「享」とは、先君を祭ることである。

附注の前半については、『周禮』大宗伯「以肆獻裸享先王」

の注に「裸之言灌 灌以鬱鬯」とあるのを参照。

注の後半については、上の傳文「二師令四鄉正敬享」の注に「享 祀也」とある。なお、その附を参照。

團以金石之樂節之

④鍾・磬を舉動の節（規準）にするのである。

附下の傳文に「假鍾・磬焉 禮也」とある。

團以先君之祧處之

⑤諸侯は、始祖の廟のことを「祧」とよぶ。

附二十三年の傳文「曰 紇不佞 失守宗祧」の注に「遠祖廟爲祧」とある。また、昭公元年の傳文「其敢愛豐氏之祧」の注に「祧 遠祖廟」とある。なお、『禮記』祭法に「遠廟爲祧」とあり、注に「祧之言超也 超上去意也」とあるのを参照。また、『儀禮』聘禮「至于朝 主人曰

不腆先君之祧 既拚以俟矣」の注に「遷主所在曰祧

周禮天子七廟 文武爲祧 諸侯五廟 則祧始祖也」とあるのを参照。なお、異説として、下の疏に「服虔以成公是衛之曾祖 卽云 祧謂曾祖之廟也」とある。

團今寡君在行 未可具也 請及兄弟之國而假備焉 晉侯曰 諾 公還 及衛 冠于成公之廟

⑥「成公」は、この時の衛の獻公の曾祖である。（祧、つまり始祖の廟でしなかったのは）衛の選定した場所に従った（からである）。

附上の傳文に「以先君之祧處之」とあり、注に「諸侯以始祖之廟爲祧」とある。

團假鍾磬焉 禮也

團楚子伐鄭

⑦晉と和平したからである。

團子駟將及楚平 子孔子矯曰 與大國盟 口血未乾而背之

可乎 子駟子展曰 吾盟固云唯彊是從 今楚師至 晉

不我救 則楚彊矣 盟誓之言 豈敢背之 且要盟無質

神弗臨也

⑧「質」は、主（主體？）である。

附「莊子」庚桑楚「果有名質 因以己爲質」の郭注に「質 主也」とあるのを参照。なお、異説として、疏に「服

虔云 質 誠也 無忠誠之信 故神弗臨也」とある。ちなみに、昭公十六年の傳文「楚子聞鬬氏之亂也與鬬子之

無質也」の注には「質 信也」とある。

團所臨唯信 信者 言之瑞也

⑨「瑞」は、符（しるし）である。

附哀公十四年の傳文「司馬請瑞焉」の注に「瑞 符節」とある。

團善之主也 是故臨之

⑩神が來臨する。

附上の傳文に「神弗臨也」とある。

團明神不蠲要盟

⑪「蠲」は、潔である。

附『詩』小雅〈天保〉「吉蠲爲餽」の毛傳に「蠲 絜也」

とあるのを参照。また、『國語』周語上「明神不饑」の韋注に「饑 潔也」とあるのを参照。

團背之 可也 乃及楚平 公子罷戎入盟 同盟于中分

㊦「中分」は、鄭の城中の里の名である。「罷戎」は、楚の大夫である。

團楚莊夫人卒

㊦共王の母である。

團王未能定鄭而歸

團晉侯歸 謀所以息民 魏絳請施舍

㊦「施舍」とは）恩恵を施し、勞役を免除する、ということである。

附成公十八年の傳文「施舍曰責」の注に、同文がみえる。

なお、その附を参照。

團輸積聚以貸

㊦「輸」は、盡である。

附下の傳文に「苟有積者 盡出之」とあるのを参照。なお、

異説として、傳遜『春秋左傳屬事』に「輸 以車運於所貸之地」とある。

團自公以下 苟有積者 盡出之 國無滯積

㊦民に分けられた。

團亦無困人

㊦窮乏しなかった。

團公無禁利

㊦民と共にした。

團亦無貪民

㊦禮讓が行なわれた。

團所以幣更

㊦牲を用いなくなった。

附『禮記』月令に「仲春之月（中略）是月也 祀不用犧牲 用圭璧更皮幣」とあるのを参照。

團寶以特牲

㊦つとめて簡約を崇んだ。

附二十二年の傳文に「而使黜官薄祭 祭以特羊 殷以少牢」とあり、注に「四時祀以一羊」とあるのを参照。なお、

昭公三十年の傳文に「舊有豊有省（中略）從其省」とある。

團器用不作

㊦もとのをそのまま使った。

團車服從給

㊦必要分をみた（すだけに）した。

團行之期年 國乃有節 三駕而楚不能與爭

㊦「三駕」とは、三度、師を興へした、ということである。

（つまり）十年に、牛首で陣を張り、十一年に、向で陣

を張り、その秋に、鄭の東門で觀兵した、ことをいう。  
 (なお) これ以後、鄭はそのまま(晉に)服従したのであ  
 る。

附十年の傳文に「己酉師于牛首」とあり、十一年の傳文に  
 「六月諸侯會于北林師于向」とあり、また、「諸侯之師  
 觀兵于鄭東門」とある。